

## 第13次高知県鳥獣保護管理事業計画（案）の概要

### 1 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

### 2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

現在指定している区域について関係者の意見を聞きながら引き続き指定します。

### 3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

放鳥する鳥獣はキジとします。

### 4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準について適切な基準を定めます。

### 5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

現在指定している区域のほか必要に応じて関係者の意見を聞きながら指定します。

### 6 特定計画の作成に関する事項

ニホンジカとイノシシについて第二種特定鳥獣管理計画を策定します。

### 7 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

鳥獣の生息状況等を調査し、科学的知見に基づいて野生鳥獣の保護管理を推進します。

### 8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

鳥獣行政職員、鳥獣保護管理員等を適正に配置し、その専門性を高めます。

### 9 その他

傷病鳥獣の救護、感染症への対応、捕獲した鳥獣の有効活用等に努めます。